令和８年度第１回
文京区景観づくり審議会会議録

日時：令和８年８月１０日（月）

１４：００～１６：００

場所：文京シビックセンター

5 階　区民会議室 C

文京区都市計画部住環境課

〇事務局　それでは、会議に先立ちまして、事務局から傍聴の皆様へ申し上げます。

会議中、拍手などはご遠慮いただき、静粛に傍聴いただくようお願いいたします。携帯電話、スマートフォンは、電源を切っていただくか、マナーモードへの設定をお願いいたします。加えて、録音、撮影などはできないことになっておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和 8 年度第 1 回文京区景観づくり審議会を開催させていただきます。 本日はお忙しい中、本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本審議会の事務局を担当しております、都市計画部住環境課長の村田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、委員、幹事の出席状況等についてご報告いたします。

佐々木委員より、欠席のご連絡をいただいているところでございます。それから、浅田委員はただいまこちらの会場に向かわれているというところでございます。会議が始まってからの途中参加になるかと思います。 本日は、委員の半数以上の出席がございますので、文京区景観づくり条例施行規則第 29 条第 1 項の規定に基づき、当審議会が成立いたしますことをご報告申し上げます。

まず、資料の確認をさせていただきます。 区職員の幹事におかれましては、電子データでの資料をご案内しておりますので、ご持参いただきましたパソコンでご確認ください。委員の皆様に事前に送付し、本日ご持参いただきました資料でございますが、「次第」A4 判 1 枚、資料 1「文京区景観計画等見直し（素案）」について A4 判 1 枚、資料 2「文京区景観計画（素案）」A4 判 141 ページ、資料 3「文京区屋外広告物景観ガイドライン見直し（素案）」A4 判 18 ページ、資料 4「文の京景観賞見直し（素案）」A4 判 1 枚、参考資料 1「文の京景観賞見直し検討資料」A4 判、参考資料 2「文京区景観づくり審議会小委員会の意見について」A4 判 1 枚、参考資料 3「今後の文京区景観計画等見直しスケジュールについて」A4 判 1 枚、以上でございます。

また、本日机上に配置しておりますが、座席表が各 1 枚、それから、閲覧用の景観計画及び、別冊の根津景観形成重点地区及び文化財庭園等景観形成特別地区、並びに手引きの冊子をそれぞれ、加えて屋外広告物景観ガイドラインを用意しているところでございます。これらにつきましては、会議の終了後に回収いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。何か不足などございましたら、お申し出いただきたいと思います。

次に、ご発言の際でございますが、岸田会長からご指名いただきまして、事務局よ

りマイクをお渡しいたしますので、ご着席のままご発言いただきますようお願いいたします。また、議事録作成のため、発言の際は初めにお名前をおっしゃっていただきますよう、併せてお願いいたします。

それでは、本日の審議会の進行につきまして、お手元の次第に従い進めさせていただきます。まず初めに、会長よりご挨拶をいただきたいと思います。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

〇岸田会長　岸田でございます。今日はいつもと違う場所で、また、時間の設定もなかなか厳しいので、是非、各委員の皆様のご協力をお願いしたいと思っております。

本日、予定されております議題は、ご紹介にありましたように、昨年から着手いたしました、文京区の景観計画の見直しでございます。先日、小委員会でご検討いただいて、この素案が全体としてまとまってまいりました。今日はそれについて議論を重ねていきたいと思います。屋外広告物、これについてのガイドラインの見直しも合わせて議論していく予定でございます。それらの審議が終わった後、さらに「文の京景観賞」という、毎年出してまいりました賞について、新しいバージョンとして捉え直して改善したいと考えておりますので、それについてもご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

〇事務局　ありがとうございました。ここからの進行は、岸田会長にお願いすることといたします。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

〇岸田会長　それでは、次第に従って議事に入らせていただきます。

本日の議題は、議題1「文京区景観計画見直し（素案）」について、議題2「文京区屋外広告物景観ガイドライン見直し（素案）」について、議題3「文の京景観賞見直し（素案）」についての3つでございます。繰り返しになりますが、今日は多くの議題が予定されております。審議の時間も限られております。円滑な進行にご協力いただければと思います。

まず初めに、議題1及び議題2につきまして、具体的な内容を検討してまいりました小委員会の報告をお願いしたいと思います。それでは、小委員会委員長である伊藤先生、お願いいたします。

〇伊藤委員　伊藤です。よろしくお願いします。ご紹介いただきましたとおり、小委員会の委員長をしております。

資料1をご覧ください。この「2. 検討経緯」というところに書いてありますとおり、昨年度から、景観計画の見直しを進めてまいりました。今年度は、6月と7月に小委員会を執り行いまして、景観計画と屋外広告物の見直し素案を作成いたしました。

小委員会におきましては、景観アドバイザーにも参加していただいていますので、これまでの運用面を踏まえた基準の追加であったり、事業者に対する景観配慮の伝え方、それから公共空間の景観のあり方、あるいはこの景観計画案の中身のデザインがうまく伝わるようになっているかといったようなことまで、かなり多角的な視点からご意見をいただきまして、議論を重ねてまいりました。

それでは、資料の詳細な内容につきましては、事務局より説明をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

〇事務局　それでは、事務局より説明をさせていただきます。

資料 1 をご覧ください。「1. 背景・目的」についてでございます。区におきましては、平成 25 年に景観計画を策定し、良好な景観形成を進めてまいりました。その後、10 年以上が経過する中、令和 6 年の都市マスタープランの見直しや、デジタルサイネージの普及など、景観を取り巻く環境は変化しております。こうした状況や社会情勢の変化を踏まえ、昨年度から景観計画等の見直しを進めてまいりました。検討にあたっては、これまで本審議会及び小委員会において検討を重ね、このたび素案を取りまとめました。本日はその内容についてご説明いたします。

資料 2「文京区景観計画（素案)」をご覧ください。今回の見直しでは、前回の審議会でご説明した見直しのポイントを踏まえ、都市マスタープランとの整合や、新たな景観課題への対応など、必要な見直しを行っております。なお、資料中の赤字の部分につきましては、現行の景観計画から修正・追加した箇所を示しておりまして、青字の部分につきましては、これまで別冊としていました「根津景観形成重点地区」それから「文化財庭園等景観形成特別地区」の内容を本編に統合した箇所でございます。

それでは、主な内容についてご説明いたします。 右下のページ番号で 53 ページをお開きください。こちらは、建築行為等に対して良好な景観形成を図るために定めている「景観形成基準」について記載しております。

まず、区内全域に適用される「一般基準」についてご説明いたします。57 ページをお開きください。こちらは、区内のどの場所においても適用される基本的な基準でございます。今回、新たに「太陽光発電パネル」に関する基準を追加しております。現行の景観基準におきましては、太陽光発電パネルに関する基準がございませんでしたが、今後、住宅の屋根への太陽光発電パネルの設置が進むことを見据え、色彩や反射などへの配慮事項を新たに追加いたしました。59 ページをご覧ください。緑に関する事項を追加しております。在来種や地域とのつながりが深い樹木を取り入れることや、既存の樹木の保存・移植に努めることなどを新たに明記いたしております。併せ

て、夜間景観につきましては、近年の夜間照明の多様化を踏まえ、過度の眩しさを抑え、周辺の光環境に配慮することなどを追加しております。

続いて、「景観特性基準」についてご説明いたします。62 ページをご覧ください。先ほどの一般基準が、区内全域に適用されるのに対しまして、景観特性基準は、場所や要素に応じて適用される基準でございます。こちらの景観特性基準は、表にございますとおり、いくつかの基準で構成されておりまして、今回、地域特性に応じた景観基準や、都市マスタープランとの整合を図る見直しを行いました。この中で、「拠点基準」についてご説明いたします。82 ページをご覧ください。都市マスタープランによって、駅周辺が、「都市拠点」と位置づけられたことに伴い、景観計画において整合を図るため、対象区域の見直しを行いました。具体的には、82 ページの真ん中の地図にございますように、現行では濃いピンクのエリアが拠点となっているところでございますが、オレンジ色で「飯田橋駅周辺」「御茶ノ水駅周辺」「本郷三丁目駅周辺」「湯島駅周辺」が新たに追加となっております。一方で、都市マスタープラン上、都市拠点の位置づけが異なりました「千駄木駅周辺」につきましては、対象から外す整理をしております。この拠点基準につきましては、小委員会において、「駅周辺の特性は多様であるため、それぞれの特性に応じた分類が必要ではないか」というご意見をいただきました。これを踏まえまして、拠点ごとの基準を整理したものが 83 ページから 88 ページでございます。この 83 ページから 88 ページにあるものが、拠点の基準を整理・構成したものです。拠点ごとの賑わいや空間の創出に加えまして、今後、デジタルサイネージの設置が見込まれる地域であることなどの配慮事項などを追加しております。

次に、89 ページをご覧ください。こちらは、区域内における「大規模な建築物に対する基準」でございます。小委員会において、「区域内で大規模な開発が想定されるため、専用の基準を設けるべきではないか」というご意見がございました。これを踏まえ、所定の制度が活用される建築物につきまして、先ほどの基準に加えまして、適用する基準として新たに追加いたしました。

次に、94 ページをご覧ください。こちらは先ほどの景観特性基準と同様に、特定の場所に応じて適用される「地区限定基準」となります。具体的には、東京都の景観計画にございます「神田川景観基本軸」や、国指定名勝などの「文化財庭園等景観形成特別地区」の基準に加え、独自の「根津景観形成重点地区」のような特定の地区において、きめ細やかな基準を定めている地区となります。

このうち、今回見直しを行いました「根津景観形成重点地区」についてご説明いた

します。106 ページをご覧ください。こちらは、青字で示しました別冊の内容を本編に統合するとともに、新たな基準を追加してございます。追加した内容は主に 2 点でございます。1 点目は、「色彩基準」についてでございます。現行計画では、根津景観形成重点地区につきましても、一般基準が適用されておりましたが、今回新たに、根津景観形成重点地区独自の色彩基準を追加しております。こちらの内容につきましては、後ほど、色彩基準全体の見直しと併せてご説明いたします。2 点目は、「外構」についてでございます。根津の特徴である「路地」や通りから、人の生活感が感じられるような魅力的な外構を設けることや、温かみを感じられる照明とすることなどを追加しております。

次に、107 ページをご覧ください。こちらは、色彩基準に関する内容でございます。今回の見直しでは、外装と屋根の色彩基準を分けること、また、文化財庭園等景観形成特別地区や根津景観形成重点地区におきまして、周辺の歴史的な景観や緑と調和するよう、明度等に一定の制限を設ける見直しを行っております。

このうち、根津景観形成重点地区について、ご説明いたします。121 ページをお開きください。 ページの上半分、青い枠で囲まれた範囲が、現行計画で根津に適用される「一般基準の色彩使用可能範囲」となっております。それに対しまして、緑の枠で囲った範囲が、今回新たに基準を設ける「根津景観形成重点地区の外壁の使用可能範囲」となります。小委員会におきまして、「根津の街並みに調和する色として、明るさを抑えた基準が良いのではないか」というご意見をいただきまして、他の基準より少し明度を下げた基準としております。

最後に、125 ページの「公共施設における先導的な景観づくり」についてご覧ください。こちらは、道路や公園等の公共施設において配慮すべき景観基準をまとめたものです。本審議会や小委員会でのご議論に加えまして、昨年度実施した、区民アンケートにおきまして、「行政による先導的な景観づくりを求める声」が多く寄せられたことを踏まえ、内容を充実させました。今回の見直しでは、これまで公共施設の景観協議などで配慮してきた事項を計画に明確に位置づけ、公共施設が地域の景観づくりをリードする具体的な視点を追加したものです。以上で、資料 2「文京区景観計画（素案)」の説明を終わります。

続きまして、議題の 2 つ目、資料 3「文京区屋外広告物景観ガイドライン見直し（素案)」についてご説明いたします。現行のガイドラインから見直しを行った主な内容についてご説明いたします。こちらもページ右下のページ番号でご説明いたします。

2 ページをご覧ください。見直しの主なポイントの 1 点目は、「建物オーナーへの

普及啓発」でございます。このページ内、オレンジ色の「ビルオーナーの皆様へ」という記載をご覧ください。こちらは、広告物の申請者のみならず、建物の所有者であるオーナーに本ガイドラインを確認していただき、建物と広告物が一体となった良好な景観づくりを促すためのものです。この一環としまして、国土交通省で作成しております「屋外広告物普及啓発のためのガイドブック」などの先導的な事例を新たに提示いたしました。

次に、右下のページ番号 4 ページをご覧ください。2 点目は、「特に配慮すべき地区の追加」でございます。「ガイドラインの構成と対象」というページでございますが、中段に 3 つの円が並ぶ図がございます。現行のガイドラインは、左側の円で示しております「広告物の種類に関する要素」と、真ん中の円で示しております「広告物の内容に関する要素」、この 2 つの要素で構成していたところでございますが、これに加えまして、右側の円の「特に配慮すべき地区」を新たに追加いたしまして、屋外広告物を設置する地域に着目した視点を加えた構成といたしました。具体的には、景観計画で示しております「都市拠点」、「根津景観形成重点地区」。「文化財庭園等景観形成特別地区」の 3 つの区域を対象としまして、配慮事項を定めております。

次に、3 点目でございますが、「デジタルサイネージ等への対応」でございます。8 ページをご覧ください。デジタルサイネージやプロジェクションマッピングなどの新たな広告手法の普及を踏まえ、光の強さや表示時間についての基準を追加しております。資料 3「屋外広告物景観ガイドラインの見直し（素案）」についての説明は以上となります。

最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。手元の資料 1 をご覧ください。今後のスケジュールでございますが、この後、10 月にパブリックコメント、11 月に住民説明会を予定しているところでございます。そして、来年 1 月の景観づくり審議会で、いただいたご意見を踏まえた最終案をご審議いただきまして、3 月に見直しを完了する予定でございます。説明は以上でございます。

〇岸田会長　ありがとうございました。ただいまご説明いただきました、資料 2「文京区景観計画（素案）」、及び資料 3「文京区屋外広告物景観ガイドライン（素案）」の 2 つの議題につきまして、皆様のご意見、ご質問を伺いたいと思います。ご発言をお願いいたします。

〇清水委員　78 ページの拠点基準のところで、根津・千駄木駅周辺が拠点から外れたというのは分かりました。根津については景観形成重点地区ができているということですね。そうすると、千駄木駅周辺には何も基準がなくなってしまったということに

なるんですか。

○事務局　都市マスタープラン上、千駄木駅周辺の拠点の整理が外れたということで、今回の景観計画においても拠点としての基準は外れることになります。しかし、基準が全く何もなくなったということではございません。区内全域に適用される「一般基準」に加えまして、「下町風情あるまち基準」が千駄木地域にもかかっております。その基準の中で、これまで同様、下町の風情への配慮を求めていくことになります。

○清水委員　おっしゃるとおり、下町基準というのは、以前から千駄木にも入っていたと思うんですよ。だから、拠点から外れたことで、逆に薄まってしまったという印象を受けるんですね。根津については、重点地区化されて濃くなるわけですけど、千駄木についてはどうなるのか。ここについては何か意味があるのかなというところを、念のため聞いておきたい。

○事務局　77 ページに「下町風情あるまち基準」を示しておりますが、そこにも一部、都市マスタープランの見直しを踏まえて追加している部分がございます。比較的、小規模な建物が立ち並ぶ地域において、景観への配慮を求めていく、そういった方向性で基準を整理しております。

○清水委員　今回、「拠点」というのは、かなり賑わいを作り出すような場所として位置付けられた、ということですよね。それから、千駄木が外れて、根津も外れ、違う基準を設けることになったのかなと思っているんですが、根津については方向性がなんとなく分かります。しかし、千駄木が宙に浮いちゃっているような気がするんで、そこだけちょっと知りたいなと思っているんですけど。

○鵜沼幹事　景観誘導そのものは、従前と変わらない形で行ってまいります。ただ、都市マスタープランの中で、これまで、駅前を一律に「拠点」と位置づけてまいりましたが、今回の見直しにおいて、駅前だからといって必ずしも拠点とするのではなく、ふさわしい拠点を再指定いたしました。それに合わせて、景観計画も拠点を修正したものでございます。景観誘導の手を抜くとか、積極的に景観行政を変えるという意図での変更ということとは、ちょっと違っております。

○清水委員　ということは、拠点としての意味合いが変わったという理解でいいですか。

○鵜沼幹事　従前は、駅前を中心に「拠点」という整理を都市マスタープランの中でしてまいりましたが、今回、都市マスタープランの中で拠点の考え方を整理し、その拠点に合わせて景観計画も修正したものでございます。

○清水委員　私の見た限りでは、なんとなく「拠点」というのは今後発展・開発を進めたい地域なのかなと理解していたんですよ。それであれば、根津や千駄木とはちょっ

と方向性が違うのかなとは思います。根津については重点地区という方向性が見えているのですが、千駄木がよく分からなくなってしまった。

○鵜沼幹事　根津も千駄木も、都市マスタープラン上はこれまでは、「駅前拠点」に位置付けられており、その上で根津についてだけは、「景観形成重点地区」の指定がなされていました。その差は今も引き継がれていますが、「拠点」の考え方そのものが、都市マスタープラン上で整理されたものに併せて、今回整理し直した、という位置づけでございます。

○清水委員　都市マスタープランに沿って整理すると、こうなるということなんでしょうけれど、景観行政としてはどう考えるのかが問題だと思うんですね。その場合、千駄木をどうするのか。 前からも申し上げているとおり、谷根千というのは、3つともほとんど同じような街並み、アイデンティティを持っているわけですよね。根津は重点地区として大事にするけれど、千駄木はなんだか取り残されたような、ちょっと違うような扱いを受ける感じがするので、それが気になったということです。

○鵜沼幹事　決して、千駄木をおろそかにする意図はございません。根津につきましては、地域の中で特徴的な景観づくりの合意・機運が進みましたので、重点地区としての指定をさせていただいたものでございます。千駄木を取り残すというよりは、今後、千駄木地域でも同様に景観づくりの機運が高まってくれば、重点地区等の指定やきめ細やかなまとめをやっていく、というのが景観行政のスタンスでございます。

○岸田会長　今のご質問についてですが、伊藤先生、小委員会では何か話は出ておりましたでしょうか。

○伊藤委員　小委員会では、特に千駄木が拠点から外れたからどうこうという話は出ておりませんでした。ただ、現行の景観計画の拠点基準を見ると、どちらかというと、今回、拠点として残ったような大きな拠点のことを想定して書かれています。そのため、もともと千駄木や根津のような下町地域には、辻広場やオープンスペースの確保、壁面後退による連続性の配慮などの拠点基準の書き方は、あまり合っていなかったのだろうと感じております。ですので、拠点から外れたことで、千駄木で担保されていた基準がなくなって困る、というような意見は、小委員会の方では出ませんでした。

○岸田会長　ありがとうございました。清水先生のご指摘を踏まえると、新しい都市マスタープランの「拠点」の定義からは外れるとしても、千駄木は強いアイデンティティがある地区でありますから、谷根千地区全体を何か取り出して、景観計画上で、千駄木についても位置づけをしておいた方が良いのではないか、というお話ですね。

○清水委員　「拠点」の意味合いが変わったことは分かります。発展・開発させようと

するところを拠点と呼ぶのであれば、千駄木と違うのは分かります。だとしたら、千駄木は今後どういう方向に進むのか。根津には詳しく書かれているけれど、千駄木にはそれがないので、なぜ、根津と同じように重点地区のような方向へ持っていこうということにならないのか、ということです。おそらく、これまできめ細やかな重点地区としての検討をしてこなかったからだと思いますけれど、単純に「拠点」から外すだけで何も書かないよりは、何か方向性を書き添えておいても良いのではないか、という気がいたします。

○岸田会長　先生の今のご指摘、小委員会の方でもご検討を進めていただければと思います。

○事務局　今回、千駄木駅につきましては、拠点の位置づけではなくなりましたが、代わりに、「下町交流ゾーン」という位置づけが、都市マスタープラン上で入ってまいりました。これは、現行の「下町風情あるまち基準」のエリアとほぼ重なるエリアでございます。住む人、訪れる人が交流し、賑わいを生み出す、そうした地域特性を踏まえた景観誘導を、今後は「下町風情あるまち基準」に基づいてしっかり指導していきたいと考えております。こうした形で、根津・千駄木の方向性を位置づけていければと考えております。

○清水委員　ちなみに、その「下町交流ゾーン」というのは、都市マスタープランの中に書いてあるわけですね。

○事務局　はい、そうです。

○清水委員　なるほど、そういうものがあるわけですね。それであれば、逆にそれを受けた上で、やはり「谷根千」としてのアイデンティティが何らかの形で景観計画本編に出せるようになったら良い、というお話です。

○岸田会長　ありがとうございます。是非検討していただきたいと思います。そのほか、ご意見はございますでしょうか。

○浅田委員　先ほどの、清水先生のご指摘に、私はまったく同感と言いますか、感じるものがあります。と言いますのは、これからこの秋にですね、ちょうど千駄木の、通称「保健所通り」と呼ばれるところがございます。ここは、かつて高村光太郎の「智恵子抄」にうたわれたような、東京には空がない、といったあの通りでありますよね。すぐ近くには、森鴎外記念館があるという、文学的・歴史的に非常に意味合いの深い通りです。ここに、実はこの秋にですね、吉野石膏さんという、須藤公園を寄付していただいた、本当に文京区にとって立派な偉大な方なのですが、あの方がここに美術館を建てるんですね。もうほぼ出来上がっております。その美術館は、世界的に貴重

な美術書などを閲覧・保管できる図書館・美術館なのですが、その建て方が非常に素晴らしく、もともとその通りにあった「蔵」をそのまま残す、あるいは「木造建築」をそのまま残すという形で、つまり街並みの歴史的な重みを残した形で建設されています。そうした、歴史の重み、深みのある場所が千駄木にはあるわけですね。ですので、景観計画におきましても、そうした歴史の重み、深みということも合わせた位置づけをしていただきたい。清水先生のおっしゃった内容につきまして、私も同感ということで、是非検討、あるいは何か記述を付け加えていただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〇岸田会長　ありがとうございます。

〇板倉委員　細かいことなんですけれども、素案のテキストが間違っているところが何箇所かあります。まず、10 ページですけれど、クエスチョンの 2 番目の赤丸のところで、「庭園や自社」と書いてあるところがありますが、この「自社」は「寺社」の間違いだと思います。それから、34 ページの写真の説明の中で、「新江戸川公園」となっているところがありますが、この公園の名前は「肥後細川庭園」に変わっているはずですので、訂正した方がよろしいかと思います。それと、これは私の考えなのですが、今回の景観計画の見直しにおいて、「元町公園」がどこにも入っていない。私は何回も今回の計画を読んだのですけれど、元町公園についての記述が全くないんですね。これ、私の見過ごしかなと思ったんですが、やはり「元町公園」と、隣接する「旧元町小学校」についても、きちんと計画に入らなくてはいけないのではないかと思うんです。元町公園につきましては、昨年の 12 月にリニューアルオープンいたしました。この公園は、関東大震災の後の復興公園のうち、当時の姿を唯一完全に残す非常に貴重な公園なんですね。リニューアルオープンに際しましては、シンボルである「カスケード」や「壁泉」、あと「鷲の像」や「パーゴラ」などが、本当に綺麗に修復されました。 区は、この改修・修復の後、文化財登録ができるということで、この間、手続きを進めるために調査を行ってまいりました。その調査の後、文化財指定に向けてどういう風に手続きを進めているのか、事務局としてはどう受け止めていらっしゃいますか。

〇事務局　元町公園の文化財登録に向けた調査につきましては、文化財を所管する部署において検討がなされている、という風には聞いております。ただ、その詳細な内容や進捗につきましては、現在、景観の事務局として詳細に把握しているものはございません。その調査結果を踏まえて、景観計画に反映できることがあれば、同時並行で確認しながら対応していきたいと考えております。

〇板倉委員　教育委員会の方に、話を聞いたところ、この文化財登録を区として目指して、調査がもうまとまったそうなんですね。そして、8 月に東京都の教育委員会に提出をして、その後の手続きを進めていくことになっているそうです。文京区としては、今年度中の指定を目指していると聞いております。ですから、この文化財の手続きを景観計画にどう入れ込めるか、今年度中の指定を目指しているわけですから、計画の中に入れ込んでほしいと思っております。ページ番号で言いますと、例えば 15 ページ、36 ページ、99 ページ、100 ページ、131 ページなど、その辺りにきちんと元町公園がリニューアルされたという写真や説明を載せていただきたい。また、旧元町小学校につきましても、当時の意匠をそのまま残して改修工事がすでに行われているわけですから、ここについてもきちんと写真と説明を入れるべきだと思います。そこは是非やっていただきたいのですが、いかがでしょうか。

〇真下幹事　元町公園の文化財登録への手続きについて、少し補足のご説明をさせていただきます。今、委員がおっしゃったとおり、今月中を目途に、文化庁の方へ、文化財登録に向けた意見具申の手続きを行う形で動いているところでございます。元町公園の国指定の名勝につきましては、昨年度、文教委員会の方でも一旦、方向性についてご報告をさせていただき、文化庁に意見具申していくという形で進めております。その結果がいつ出るかという正確なスケジュールはまだ見通せない部分はございますが、現時点において、指定に向けた手続きを進めているところでございます。

〇事務局　景観の事務局からも補足いたします。文化財等の景観における評価・誘導につきましては、計画の 67 ページに、「歴史・文化的な建築物等の周囲の基準」がございまして、文化財等に指定されたものにつきましては、その周辺の建築行為に対して、景観配慮を求めるという基準を記載しております。ただ、元町公園につきましては、現時点ではまだ正式な登録・指定がない状況でございますので、指定が定まってからの対応になろうかと考えております。

〇岸田会長　今のスケジュールであれば、この景観計画の見直しに間に合いますか。

〇事務局　スケジュール的には、この素案の後にパブリックコメントを行いまして、その後に最終案を作成いたします。その最終案に、もし、指定がなされていれば、書き込むことは可能でございますが、パブリックコメントにかける段階では、まだ、指定が確定していない可能性が高く、パブリックコメントで意見をいただく図書に載せることは難しいと考えております。

〇岸田会長　文化財としての指定・認定が近いのであれば、景観計画の中でそれを「先取り」して、何らかの位置づけや記述を書いておいた方が良いかもしれませんね。

〇鵜沼幹事　個別具体の公園の修復等、あるいは、トピック的に進んでいるものについて、全てを景観計画本編で詳細に紹介するような計画の性質ではない、ということは一応お伝えしておきます。景観計画は、文化財そのものを紹介する図書ではございません。

〇板倉委員　区として、元町公園を文化財として登録・指定していきたいという強い意向の元に動いているわけですから、区の計画に、そうした区の意向や方針をきちんと入れるべきだと思います。

〇鵜沼幹事　文化財部局がそうした意図を持って動いていることは、当然、景観行政としても連携しております。ただ、指定の過程において、先取り的に規制や基準をかけるというのは、景観行政としては難しい部分がございます。景観計画は、建築行為等に対して一定の配慮や基準をかけていくものですので、確実に指定されたものに対して基準を適用していく、というのが適正な誘導の段取りだと考えております。

〇板倉委員　もう 1 点なんですけれど、先ほど、「谷根千界隈」のことが、清水先生の方からも話が出ていたかと思います。これにつきましては、区の景観計画の中に「界隈」という形で載せることは難しいということで、この間、区の方から説明がございました。 本編ではなく、他の方法で「界隈」の記述を入れることができるのか、というお話が、小委員会の中で、委員長からも提言されていたかと思います。今回、どこでその「界隈」という表現、あるいは地域性が反映されたのか、お聞きしたいと思います。

〇事務局　ご指摘の「谷根千界隈」につきましては、平成 25 年に策定した現行の景観計画の前段階、景観ガイドライン等において表現していたところでございます。 今回、本編に直接書き込むことは難しいと考えておりますが、景観計画を広く区民や事業者に知らせていくための「景観づくりの手引き」を作成いたしますので、そちらの方に「界隈性」や地域ごとの特性などをしっかり盛り込んでいきたいと考えております。

〇板倉委員　それは、計画書の後ろにある「資料編」ではなく、別の「景観づくりの手引き」ということですか。

〇事務局　現行の景観計画の後ろについております「資料編」は、通しのページ数が多くなるため、今回は「別冊」として別に作成する予定でございます。その資料編とは別に、広く一般の方に景観基準を知ってもらうための「景観づくりの手引き」の作成を予定しておりまして、その中で、地域の特性や界隈性について、ご紹介・解説する作業をしていきたいと考えております。

〇清水委員　すみません。ちょっと気づいたのですが、82 ページの拠点基準の地図ですね。ここ、どうも分かりづらい点があるのだろうと思います。地図に「道路」をきちんと入れておいた方が良いと思います。以前の地図には、主要な道路が入っていたと思うのですが、今回の地図は、道路がないため、千駄木と根津がどこを指しているのかが非常に分かりにくい。先ほど、浅田委員が言われていた「保健所通り」の場所などについても、道路が描かれていれば位置関係が分かりますけれど、道路がないと、今ある線を「道路」と勘違いして、違う場所を指しているように見えてしまっているのではないかと思います。主要な道路はきちんと入れておいた方が良いです。

〇事務局　そこの地図の表記方法につきましては、道路を入れて分かりやすくなるよう調整・改善させていただきます。

〇土田委員　土田です。82 ページ以降の「拠点基準」のところで、都市マスタープランに対応して、今回、拠点基準を切り替えるという話に関連して発言させていただきます。 具体的には、右下の 89 ページに、大規模開発等が想定される場合の「大規模建築物の基準」を書き加えていただいたと理解しております。できれば、という提案なのですが、82 ページに戻っていただいて、今、清水先生が分かりづらいと指摘されたこの地図の中で、拠点がいくつかありますよね。このうち、少なくとも「文京シビックセンター」「飯田橋」「御茶ノ水」の周辺につきましては、結構大都市法などの大規模な再開発が、実際に想定される、あるいは、現在も動いているような土地柄でございます。しかし、それ以外の、例えば「本郷三丁目」「白山」「茗荷谷」「江戸川橋」などの周辺につきましては、実はそんなに大規模な開発が、どこまで想定されるのか、現在の市街地の状況を頭の中でトレースしてみても、不動産開発のベースで考えても、なかなか難しいところがございます。

もう 1 点、89 ページに戻っていただいて、「大規模建築物」とはということで、東京都の都市開発諸制度などを活用する建築物が並んでおります。例えば、「市街地再開発事業」や、いくつかのタイプがございます。優良再開発であれば、確か 500 平米程度の敷地面積から適用可能だったかと思います。それと、もう 1 つの「高度利用地区」を併用した法定再開発事業であれば、容積率インセンティブがそのまま上乗せされて、公開空地を設けて壁面後退すれば、容積率が大幅に増えて高さ制限も突破できる、というようなところもございます。実は、ここに一律で並べられている「開発手法」それぞれについて、敷地の規模や適用要件、また、文京区と東京都の建築指導・開発指導の役割分担などが、かなり複雑に絡み合っているんですね。ここを一律に書いてしまうと、ちょっと戦略がなさすぎるというか。逆に、例えば「本郷」や「江戸

川橋」など、これからもし中規模・大規模な再開発が進みそうな雰囲気がある地域について、戦略的に考えるのであれば、あまり超大型の「再開発地区計画」のような話ではなく、「優良再開発」や、住宅系の「総合設計制度」などを少し整理して、地区別に整理して書かれた方が、実態に即しているのではないか、と思った次第です。要は、容積率のインセンティブ制度を適用するということは、単純に「法定容積率を超えた高い建物が建つ」ということです。特に「本郷三丁目周辺」のような、沿道型の拠点につきましては、容積率が緩和されて、高いビルがポコポコ建つと、スカイラインが乱れていくことは必然です。容積率が増えているのに「周りのスカイラインに合わせろ」と言われても、敷地が狭い中でどうやって設計するんだという、建築設計の実務としては非常に難しい話になってしまいます。 現在、景観アドバイザーの先生方をメインに、文京区の景観審査・運用がなされておりますが、この辺りのインセンティブ制度と景観誘導の整合については、アドバイザーの通常のアドバイスの範囲を超える話だと思いますので、制度の趣旨と現行の市街地の実情が合わない中で齟齬が出ないよう、少しエクスキューズをしておいた方が良いのではないか、と思いました。以上です。

○岸田会長　ありがとうございます。ちょっと専門的で難しいところですが、要は、大規模開発以外の中規模、あるいは沿道型の開発であっても、この景観上の基準と、実際の建築設計が実務的に調整できるよう、制度を少し工夫した方が良いのではないか、というご指摘ですね。

○土田委員　そうですね。例えば、「再開発等促進区」などを定める地区計画について、正確に規定した方が良いと思います。3000 平米といった大都市法の地権が前提になっている手法は、「文京シビックセンター」「飯田橋」「御茶ノ水」以外ではおそらく想定し得ないものです。敷地面積が大きい大規模開発であれば、容積率を多く取っても、配置計画の中で高層部分を引かせたりして吸収できますが、例えば、「本郷三丁目周辺」などの奥行きがない敷地の中で、500 平米や 600 平米といった中規模の優良再開発などで、容積率を増やして上に伸ばしてしまうと、道路からの見え方のデザインや、街並みの連続性という点で、おかしくなってしまうようなところがございます。そうしたところは、少し頭を整理して書き分けておかないと、制度の趣旨と実態が合わず、景観誘導もできなくなってしまいます。1 番の問題は、「容積率緩和・開発誘導の建築指導」と「景観計画」がどうリンクするか、という点ですので、この手法を取り入れるにあたっては、そうしたリンクを念頭に準備しておく方が良いと思います。

○岸田会長　そうですね。もし、対応が可能であれば、最終案が来年の 1 月にまとまる

わけですが、そこに盛り込みができるか。「拠点」の基準を、拠点の規模や種類によって2種類くらいに分ける、というようなことは可能でしょうか。都市マスタープランとの関係もございますが、大規模再開発を前提としない拠点を念頭に置いて、景観計画の中で書き分けができると良いと思います。是非、そうした方向で、拠点の分類・整理を検討していただければと思います。

〇事務局　事務局から、少しご説明させていただきます。ただいまのご指摘につきまして、どういった対応ができるか、検討させていただきたいと思います。一方で、計画の中では、敷地面積が3000平米を超えるものにつきましては、別途、厳しい景観基準を設けております。まさに、中規模のものにつきましては、そういった既存の基準や、アドバイザーによる指導等で対応できているのではないかと考えておりますが、ご指摘の点も含めて検討させていただきます。

〇岸田会長　よろしくお願いいたします。そのほか、いかがでしょうか。

〇米田委員　確認ですけれど、素案の106ページですね。別冊の「根津景観形成重点地区」の基準の中で、表3-26に「素材感」に関する基準が追加されているかと思います。これ、小委員会でも少し話題になったところですが、ここでは、「木の素材感を意識した外装」と書かれています。建築に使われる天然の木を指していると思うのですが、これは、本物の木そのものを使うことだけを、求めているのでしょうか。それとも、いわゆるサイディングや、今の、木目のプリント技術は非常に発達しておりますので、そうした代替製品を普通に使うことも許容する、ということなのでしょうか。小委員会では、本物の木を強く誘導するような話もあったように思うのですが、そのあたりの認識を確認させてください。

〇事務局　その「木の素材感」に関する基準につきましては、現状におきましては、やはり、「本物の木」を極力活用していただくことを、推奨させていただいているところでございます。ただ、実際の建築協議の中では、耐火上の制限やメンテナンス、コストなどの事情によって、どうしても本物の木を使えない場合もございます。そういった事情がある場合には、木の素材感を美しく表現したような代替の建材であっても、これをもってダメということではございません。運用の柔軟性を持たせる形で考えております。

〇米田委員　分かりました。ありがとうございます。

〇岸田会長　いかがでしょうか。事前に皆様に資料を配布しておりますので、しっかり読み込んでいただいたことを前提として議論をしております。是非、各委員の先生方、お気づきの点がございましたらご発言をお願いいたします。

〇八木委員　これまでの景観の基準とは、少し毛色の違う、かけ離れた意見になってしまい恐縮なのですが、この景観計画の「支援」や「普及啓発」という点について、お話しさせていただきます。何が言いたいかと言いますと、文京区には、コミュニティバスがございます。「Bーぐる」と呼ばれて、現在、3ルートが区内を走っておりまして、多くの区民に利用されています。このBーぐるは、発着点は通るのですが、いわゆる「ターミナル」のような、人が滞留して賑わいを生み出すような中心的な拠点が、全然ないんですね。そうした「Bーぐるのターミナル」をどこかに設けて、そこを1つの「景観・賑わいの拠点」として整備できないか、と考えております。 Bーぐるは現在3ルートあって、様々な公共施設や歴史的スポットを通っています。先ほど、名前が出ました「元町公園」の周辺や、目白台、また総合福祉センターなどの周辺ですね。そうした中継点でも構いませんので、ターミナル的な広場を整備して、そこが人の賑わい拠点になれば、街の景観としても非常に良いものになるのではないか、というのが1点目です。

もう1点は、その「Bーぐる」というバス自体を使って、景観計画の啓発や、景観資源のPR、そうした支援ができないか、ということです。景観計画の対象は「建築物」や「工作物」、「開発行為」といったハードウエアがメインですので、コミュニティバス自体は、直接のコントロール対象ではないかもしれませんが、例えば、「地下鉄の地上出入口」を、景観賞に応募するようなこともございますし、他の都市、例えば、宇都宮市に久々に行ってみますと、路面電車が開通したことで、街の景観が随分とモダンに変わった、ということを強く実感いたしました。この「Bーぐる」というコミュニティバスを、景観の啓発や地域資源の周知に役立てることはできないか、という感想を持ちました。

〇岸田会長　ありがとうございました。景観計画で「拠点」と言いますと、通常は、建築物や都市施設、あるいは緑地といったフィジカルに固まっている構造物の話になりがちですが、今のご意見は、コミュニティバスという人の動きと密接に絡んだ視点ですね。 こうした交通結節点、ターミナル的なものを開発・整備すれば、また違った街の景観が生まれてくるのではないか、というお話です。なかなかこれまでは景観計画の中でそうした交通・移動のスケールでの検討はなかったかと思います。事務局として、このあたりの検討の経緯や、現在の対応についてはいかがでしょうか。

〇事務局　景観計画の策定におきまして、なかなか区内において「バスのターミナルを新たに作る」といったような、具体的な都市計画・交通計画レベルでの検討を、景観部局の場で行うということは難しい部分があり、そうした検討はしてこなかったのが

実情でございます。ただ、ただ今いただいた「ターミナルや広場と一体となった景観・賑わいづくり」という貴重なご意見につきましては、交通政策を所管する部局にしっかりお伝えさせていただきたいと思います。

一方で、2点目の「Bーぐるを活用した景観の普及啓発」という点につきましては、現在も、Bーぐるの車内におきまして、車内広告として、区の景観行政や様々な事業を紹介するスペースを設けていただいております。景観に限りませんが、様々な広報活動に協力していただいているところでございます。景観計画の見直しにつきましても、今後、そうした車内広報などで活用できるところがあるか、工夫・検討していきたいと考えております。

○岸田会長　おそらく、都市マスタープランの見直しにおいても、こうしたコミュニティバスや生活モビリティのスケールでの景観・賑わいの検討はそれほど深くはなされていないと想像します。非常に住民のスケール、日常生活に密着した、きめ細やかなお話だと思いますので、何らかの形で位置づけや配慮をしていただければと思います。そのほか、いかがでしょうか。

○山中委員　最近、地震がございまして、それに関連して、「防災」という点で強く感じたことがございます。先ほどお話がありました、「木の素材感」の推奨や、「路地に花やプランターを置く」といった、潤いのある街並みづくりについてです。景観を良くする、緑を増やすという観点からは推奨されることですが、文京区の防災ということを考えた場合、木製の外装を過度に推奨したり、路地に可燃物であるプランターや鉢植えなどを、たくさん置いたりすることは、あまりお勧めすべきことではないのではないかと感じました。また、屋外広告物につきましても、地震の際に、「落下・倒壊しやすい看板」は設置をやめる、あるいは規制するといったような、景観と「防災」を絡めた規制や方針が、この計画の中で入れられないかと感じました。

○事務局　防災面ですとか、様々なご心配な点は色々あるかと思います。当然、区の方でも街づくりのなかで、防災の強化ですとか、建物の安全性の強化といった、法令基準に沿った指導を行っております。特に、「木の素材感」という課題につきましては、ご指摘がありましたように、一定の基準の中で指定された燃えにくい建材を使っていただく必要があります。また、耐震性の観点からの建て替えも含め、様々な手段で街の安全性を高めていくというところと両輪で進めておりまして、決して景観だけを優先して安全性を損なうということはありません。安全性を高めながら美観も良くしていきたい、ということで進める考えでおります。

○岸田会長　関連して、私の方からもご指摘のあったプランター等について。要するに、

地震や大火において、避難の障害になる可能性があるというご指摘だったと思うんですけれど、確かに、街並みの潤いとして、花がたくさん咲いているというのは、好ましいですし、受け入れられる傾向があります。一方、私的に公道上に花き類の鉢等を置くとなると、防災面や人の通行の安全面からもチェックを要するのかなと思いました。突き出し看板の方については、建築的な確認は行っているのですか。

○事務局　建築確認申請の中で設置されているものにつきましては、基準に則って行っているということになります。

○岸田会長　建築の場合は、構造が崩れると大惨事になるので、使っている間でもメンテナンスの状況がチェックされますけれど、突き出し看板については、時間を経た後の定期的な追跡調査みたいなチェックは何か入っているんですか。

○鵜沼幹事　建築確認申請も所管していますので、工作物の申請がなされれば、そういったチェックはしますけれど、工作物として申請対象になるのは、4m 以上からですので、それより小さいものにつきましては、行政側でのチェックが入れられません。ただし、小規模なものであれば、そこまで甚大な被害に直結しないという仮定のもとに、4m という基準が置かれています。そういったものが付属している建物の定期報告の中で、懸念やメンテナンスは所有者・利用者の方にしていただくというのが、一応、市街地防災の考え方となります。

○岸田会長　分かりました。もし落下の状況になったとしても、ワイヤーでセットしておくとか対応は簡単にできるはずなんですけれど、そういう細かいところまでは現状としてはやらない、というお話ですね。

○鵜沼幹事　先ほど、委員がご指摘いただいた、素材そのものを使うべきか、それに近い工業製品を使うかということとも多少関わりがあるんですけれども。やはり、安全性や安定性を重視すれば、工業製品を推奨すべきだと思いますし、一方で質感や自然の風合いを大切にされたい設計者の方は、メンテナンスに配慮しながら、本物の質感を優先する、ということになります。その辺のバランスは個別具体的な相談やアドバイスの中でも意を用いて行っていますし、「これでなければいけない」と決めすぎる事までは、景観計画の中では、今のところ考えておりません。

〇岸田会長　はい、分かりました。景観計画のコントロール上で何もかもチェック・対応できるわけでもございませんし、それぞれの担当部署がきちんと対応していただけるということを前提に、計画も進めていくものかなと思います。

〇伊藤委員　現行の景観計画や手引きにおきましても、事務局は非常に配慮してくださっていて、例えば 105 ページに載っている根津の路地の写真などは、非常に慎重に、「道路上にはみ出していない写真」を選んで掲載してくださっています。はみ出していない写真を使うことで、公道上に鉢植えを出すことを推奨しているわけではない、というメッセージが伝わるよう、うまく工夫してくださっています。

〇岸田会長　一応、私からも公道上の花き類についてお話ししたのですが、実際の現場を見ると、普通なら商店が物を並べられないような細い道、極端に狭い路地であっても、ちゃんと人が集まっていて問題があまり起きていないという場所もあります。ですので、機械的に禁止・排除する必要はないということですね。先ほどから話題になっている千駄木などの地域では、やはりそういった緑が街の風情になっているという実態があると思います。これについては従来とおり、安全を確保する形で運用してゆくしかないのかなと思います。

〇米田委員　建築物については、建築基準法があり、耐火性能や使用できる建材が決まっていますので、それはきちんと守られると思います。ただ、垣根やプランターボックスといった動かせるものについては、建築確認申請の対象にはなってこないので、可燃物になってしまう可能性が高いんですよね。そうすると、景観計画の中で、それを推奨していくことで、結果的に、可燃物を放置・推奨することになりかねないのではないか、というのが、先ほど山中委員からもお話があった点であり、このあたりの整理が、グレーゾーンになってしまうのかなと感じます。

〇事務局　はい、おっしゃるとおりで、非常になかなか難しい問題だと感じております。街の安全を考えれば、燃えるものを置かない方が良い一方で、潤いのある街づくりのためには、緑があった方が良いという、双方のバランスをどう取るかという点はなかなか答えが出しにくいところではあります。ただ、建物としての耐火性能を高めたり、空間をしっかり確保したりすることで、植物の可燃性というリスクに対応できるような計画にして

いくことが望ましいのかなと認識しております。

〇鵜沼幹事　補足いたします。米田委員のご懸念も理解できるのですが、敷地内にある建築物などの不動産ではなく、移動できる動的な物について、景観計画の中でコントロールするというのは非常に難しい面があります。また、一般的な植栽であっても、葉などは可燃物となります。そのため、「こうすれば絶対に安心」ということではなく、多少の可燃リスクはありつつも、景観と調和するものを、適切にメンテナンスしながら使っていただく、というのが最終的な着地点になるのではないかと考えております。

〇岸田会長　それでは、この議題1に関して、予定している時間が残り10分ほどとなりました。まだご意見を出されていない委員の先生方、いかがでしょうか。

〇事務局　9月の段階で、素案を作成させていただき、パブリックコメントがあるため、ここからまったく新しい大幅な基準の変更を行うということは難しいと考えております。文言の調整や軽微な修正などについては、ご対応できるかと思います。

〇岸田会長　大幅な変更でなければ、修正はしていただけるということで、ぜひお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

　では、私の方から、何点か申し上げます。都市マスタープランの見直しを受けて、拠点が新たに変更・追加されましたが、景観計画は景観計画として、骨格的な都市計画のビジョンや都市マスタープランでは拾いきれないものを、景観という形で拾うこともできるわけです。そういう意味では、都市マスだけにこだわらず、駅周辺の後背地に広がる商業と住宅が混在するような地域のきめ細やかな景観計画を、展開していく必要があると思いました。具体的には、例えば、大規模開発や中規模開発について、周りの主要な街路からの後背地、内側のスペースですね。内側のスペースを生活面やデザイン、景観の計画で考慮する際に、人の動きなども含めて街区内、あるいは街区同士の関係性を踏まえた取り組みが何かできないか、と考えておりました。あまりにも都市マスタープランの計画どおり「駅の周りが大事だよ」ということばかりになってしまうと、生活者が生きているそれぞれの場所に於ける景観計画として結局何をやっているんだろうという話になりかねません。景観というのはどこにでも存在するわけですから、今、申し上げたような視点も加えていただきたいと思います。多くの住民にとっては、駅前や幹線道路を動き回ることだけではなく、日々の暮らしの中でど

う景観が現れるかということも重要です。是非生活の中で生きている景観を考える、そういった視点でご検討いただければと思います。

さらに、広告物にも関係した問題を２、３申し上げます。１つは、自動販売機の問題です。区内、あるいは東京都内や日本中にものすごい数の自販機が設置されています。東京都内だけでも 33 万台設置されていますが、業界の自主規制で、景観規制がある地域については、少し大人しいデザインのものを準備してはいるものの、業界のホームページで拝見しても景観の配慮ができているか疑問に思うようなモデルデザインになっています。夜の照明も今回の見直しで課題になっていますが、広告灯の照明が眩しく景観上いかがなものかと思われます。これについても、踏み込んで対策を検討すべきではないかと思われます。それともう１つ、電柱広告があります。これも法的には屋外広告物になるわけですが、景観行政上の問題になっておらず、現状は電力会社が認めたから良い、ということになっています。区道上の道路占用許可については、区の方で管理者として対応されているわけですよね。

〇事務局　公道上への電柱の設置自体は、道路占用の許可を出すのですが、そこに付けられている広告物については、電力会社なり通信会社なり電柱管理者の基準に委ねられておりますので、区が個別に審査しているわけではございません。

〇岸田会長　なるほど。そうすると、いくら景観計画を作っても、チグハグな電柱広告が溢れてしまっては困りますので、自販機と併せ電柱広告についても住宅街や歴史的な街並みの周辺では区が主体的にコントロールした方がいいのではないでしょうか。

さらに、2 点申し上げます。1 つは緑の計画ですね。今回の計画を通読すると、「緑は基本的に良いもの」というような哲学があるように感じます。一例を挙げると、日本の歩道は大抵、高木と合わせて根元に低木を植え、緑の総量を最大化しようとしています。これがよろしくない。昔から言われているように、低木の植栽は風が吹けばゴミが溜まって「ゴミ溜まり」になり、歩行者がそこにポイ捨てしてしまう。低木の植栽は、ゴミ隠しに使われるだけではなく、ただでさえ狭い歩道空間をさらに狭めてもいます。車の運転者には歩道を歩くこどもが見えづらく危険を感じることもあるでしょう。こうした植栽をどう扱うか、景観計画からもしっかり検討し直していただきたいものです。

最後に、景観計画というのは、「こういうことをやって、景観をプラスにすれば環境が良くなる」というプラス志向で進められがちですが、既存の環境の中には、「負の景観要素」というものが厳然として存在しており、これを縮減してゆくマイナス志向の整備も必要です。区内でも進められている電柱・電線の地中化はその一例です。

電線、電柱という負の景観要素を消してゆく工夫です。負の景観要素は、他にもたくさんあって、そうしたものを景観計画としてコントロールし、隠蔽したり撤去したりするマイナスのコントロールも盛り込んでいった方がいいと思っていました。ただし、何でも隠せばいいという単純な問題でもありません。例えば、江戸時代から東海道の起点となっていた日本橋は、昭和 40 年代、その上に高架道路ができて歴史的な景観が損なわれたとして、これを撤去して地下化する計画が進んでいると聞きます。しかし日本橋が跨ぐ河川は、江戸時代の物流の重要拠点であり、その上に昭和という時代が必要とした物流を担う建設行為が重ねられた「歴史の重層性」があるわけです。それを取り壊して、地下に沈めるというのは、すごくある意味乱暴なことでもあります。工夫によっては、そうした時代性が重なっていることを伝えるような見せ方も可能かもしれず、一見、負の要素に見える高架道路も、歴史を刻む景観要素になるのかもしれません。負の要素も工夫して扱えば、歴史の一部として継承してゆける、そうした景観計画の考え方も提案していく必要があるのではないかと思います。色々申し上げましたが、ご検討いただければと思います。

それでは、最後の議題 3「文の京景観賞の見直し」について、審議に入りたいと思います。こちらは、米田先生からご報告をお願いいたします。

〇米田委員　資料 4 をご覧ください。分科会において 5 月と 7 月に「文の京景観賞」の見直しについて、検討を重ねてまいりました。これまでの文京区景観賞の振り返りを行い、分科会委員の皆様から多角的な視点でご意見をいただきました。その結果、今回の見直し素案では、従来の 3 つの部門を 2 つの賞に再編し、新たな評価の追加や、最も優れた物件・活動を表彰する「文の京景観大賞」を新設することといたしました。この再編により、区内の多様で優れた景観や活動を、より効果的に発信できる制度を目指してまいります。

詳細な内容につきましては、事務局より説明をお願いいたします。

〇事務局　それでは、事務局よりご説明いたします。資料 4 をご覧ください。「文の京景観賞見直し（素案)」でございます。 本事業は、区内の優れた景観や、景観づくり活動などを表彰することにより、区民や事業者の景観意識の向上を図る取り組みとして、実施してきたところでございます。 このたび、景観の魅力をより効果的に発信するため、構成等の見直しを行うことといたしました。現行の制度では、都市景観部門、景観づくり活動部門、こどもの景観写真部門 の 3 つの部門で構成しておりますが、これらを「2 つの賞（部門)」に再編し、さらに選考方法を見直します。

見直しの 1 点目は、新たな「文の京景観賞」でございます。 こちらは、従来の「都

市景観部門」と「景観づくり活動部門」を統合した上で、近年重要性が高まっております「夜間景観」や「リノベーション」といった新たな視点を評価対象に加え、より一層多様な景観や活動の魅力を引き出し、表彰するものです。

2点目は、「文の京こども景観写真賞」でございます。こちらは、従来の「こどもの景観写真部門」の趣旨をそのまま継承いたしまして、こどもの目線からの魅力的な景観写真を表彰するものです。さらに、これら2つの賞の受賞物件のうち、最も優れたものを「文の京景観大賞」として選定し、区内外へ広く発信してまいりたいと考えております。

なお、参考資料1におきましては、今後の募集チラシのイメージ案や、選考基準、これまでの景観賞の振り返り、小委員会での主な意見などをまとめてございますので、適宜ご参照ください。説明は以上でございます。

〇岸田会長　ありがとうございました。それでは、新しくなる景観賞の見直しについて、ご意見、ご質問をいただきたいと思いますが、その前に、議題2「文京区屋外広告物景観ガイドラインの見直し（素案）」について、皆様から具体的にご意見を伺うのを忘れておりましたので、ガイドラインにつきましても、追加のご意見がございましたら、併せていただきたいと思います。いかがでしょうか。

〇対馬委員　屋外広告物ガイドラインの「10ページ」にあります、「情報・デザインに関する表現」についてです。ガイドラインの中に、「メリハリをつけたデザイン」という文言がございますが、これ、デザインの専門知識がない一般の人や申請者の立場で読んだ場合、具体的にどういうことなのかが分かりづらい、よく分からないのではないかと感じました。

もう1つは、「情報量を整理して簡潔に伝える」という項目の中で、「細めのフォントを用いる」と書かれています。「細めのフォント」を使うことで、確かにすっきりしたり、読みやすくなったりすることはあるかと思いますが、ただ文字を細くすることだけで、本当に情報が整理されたり、読みやすくなったりするとは限らないと思うんですね。こうした、やや曖昧で主観的な基準に対して、誰が、どのように、最終的に良し悪しを判断・決定するのか、というプロセスが少し見えにくいと感じております。そのあたりの運用について、教えていただきたいと思います。

〇事務局　ご指摘のとおり、デザインの表現につきましては、受け取る人の感じ方や主観によって、捉え方が変わってくる部分があると考えております。 一方で、こちらのガイドラインは、事業者等との景観事前協議におきまして、区の担当者や景観アドバイザーの先生方が、専門的な視点から「こういう風に改善してはどうか」と、指導・

助言をさせていただく際の根拠として設定しているものでございます。平成 21 年に本ガイドラインを最初に作成した際にも、実例をいくつか作り、その中で検討・協議しながら決めてきた経緯がございます。実際の運用におきましては、区が一律に機械的に不許可にするということではなく、協議の中でアドバイザーのアドバイスをいただきながら、事業者に納得してもらえる形に誘導していく、という体制・プロセスで進めてまいります。

○対馬委員　分かりました。区の指導・アドバイス体制の中で、対話を通じて進めていくという理解でよろしいですね。

○事務局　はい、そのとおりでございます。

○橘委員　資料３の８ページの「デジタルサイネージ」についてです。 サイネージの「サイズ」について、何か具体的な「数値的な制限」はあるのでしょうか。それとも、サイズについては特に制限はなく、実質的に「無制限」となっているのでしょうか。

○事務局　はい。この屋外広告物ガイドラインの中では、デジタルサイネージのサイズについて、具体的な「数値の基準」を設けているわけではございません。ただ、ガイドラインの 8 ページの「4 番」におきまして、「大きさを抑制する、周囲の規模に合わせる」という内容や、同じく「9 番」におきまして、「大面積でのデジタルサイネージの使用は慎重に配慮・抑制する」という基準を設けております。 数値規制につきましては、東京都の「屋外広告物条例」に定められている、最大面積等の基準が適用されますので、区のガイドラインとしては、それを守った上で、さらに景観上「大きさを抑える配慮」を求めていく、という仕組みになっております。

○橘委員　分かりました。 それから、もう 1 点、細かいことですが。「原則として音は出さない」と書かれていますが、この「原則として」という表現、いかにもお役所言葉に聞こえるのですが、何か音を出す例外的な場合がある、ということでしょうか。

○事務局　基本的には、「デジタルサイネージから音は出さない」という前提で考えております。ただ、例えば、災害時の緊急放送や、地域の公共的な行事などの際に、一時的に音声を出力する必要性がある場合も想定されます。そうした例外的な場合を全否定してしまわないよう、運用の柔軟性を持たせるために「原則として」という表現にしております。

○橘委員　分かりました。理解いたしました。ありがとうございました。

○岸田会長　ありがとうございました。私の方からも最後にお願いした、自動販売機や電柱広告につきましても、いずれも屋外広告物に該当いたしますので、是非、積極的な見直し・検討をお願いいたします。

それでは、議題 3 の「文の京景観賞の見直し（素案)」についての審議に戻りたいと思います。今回、従来の 3 部門を統合・再編する形で、新たに最も優れたものを表彰する「文の京景観大賞」を新設する、という提案がなされております。この「大賞」につきまして、位置づけを教えてください。これは、めったに出ないような「すごい賞」なのか、それとも、基本的には「毎年必ず 1 つは選ぶ賞」なのか。そのあたりはいかがでしょうか。

〇事務局　基本的には、毎年必ず 1 つ選んでいく、というイメージで考えております。「文の京景観賞」に選ばれた複数の物件・活動と、「こども景観写真賞」に選ばれた複数の写真、これらの「受賞物件全体」の中から、さらに区の景観を広く PR・発信していくのに最もふさわしい、最も優れたものを「1 つ」、審議会等での投票を経て、毎年「大賞」として選んでいく方法を考えております。受賞を活性化させて景観づくりをアピールしたい、という目的もございますので、受賞がない年が多くなると、PR 活動がしにくくなってしまうという懸念もございます。ですので、できるだけ毎年、最高峰として大賞を 1 つ選定していきたい、というスタンスでございます。

〇岸田会長　その「大賞」に選ぶための具体的な基準というのは、どこかに明記されているのでしょうか。「大賞」という名前をつけるからには、相当に価値のあるもの、というイメージを一般には持たれると思うのですが、それを「毎年必ず 1 つ選ぶ」となると、単なるその年の「1 位」という相対的な評価になってしまい、大賞という意味が薄れるのではないか、という気もいたしますが。

〇事務局　参考資料 1 の「選考基準案」におきまして、「最も優れたもの」として大賞を選定する、と記載しております。おっしゃるとおり、絶対的な最高峰を厳選するというよりは、その年の受賞物件の中から、最も街並みの魅力発信に有効であると思われるものを、審議会のメンバーで投票・審議していただき、大賞として決定する、という「相対的な評価」での選定方法を考えております。

〇伊藤委員　3 点ございます。1 点目は質問で、今の大賞のお話に関連して、これを見ると、大賞は「景観賞」の受賞者や「こども景観写真」の受賞者の中から 1 つ選ばれる、という構造になっています。例年、景観賞は複数の物件が表彰されていたと思うのですが、大賞に選ばれなかった「その他の受賞者」も、変わらずしっかり表彰される、ということでよろしいのでしょうか。多くの人が表彰された方が、地域の励みになりますし、景観の啓発にもなると思いますので、そこを確認したいのが 1 点目です。

2 点目は、今回、「文の京景観賞」の評価の視点として、資料 4 に「夜間景観」「リ

ノベーション」「ウォーカブルな空間」などが追加されております。視点としては非常に面白いし良いと思うのですが、ちょっと「対象」と「視点」が混在していて分かりづらいと感じました。例えば、「リノベーション」というのは建築物の話ですし、「ウォーカブルな空間」というのは広場やオープンスペースの話です。これらが同列に並んでいるため、申請する側も、審査する側も、何を基準に評価すれば良いのか、混同してしまうのではないか。 参考資料１の「対象物」の整理と、今回の見直しの「視点」の整理を、もう少し明確に書き分けて、メッセージをクリアにした方が良いのではないか、というのが２点目です。

３点目として、参考資料１の「街並み・広場・夜間景観」の中に、是非「街路」や「坂道、道」といった言葉を明記していただきたい。文京区におきましては、これまでに「坂道」や「歴史的な道」が景観賞に選ばれた実績が多々ございます。「街並み」や「広場」というと、どうしても「建物の連なり」や「特定の敷地」というイメージが強く、「道そのもの」や「坂道の景観」が対象から漏れてしまうのではないか、という懸念を持たれるかもしれません。「街路」を明記していただくことで、より対象が明確になると思います。

〇事務局　１点目について。 おっしゃるとおり、大賞に選ばれなかった物件につきましても、当然、これまでとおり「文の京景観賞」「文の京こども景観写真賞」として表彰をさせていただきます。その中からさらに「最高位の１つ」として大賞を追加する、という仕組みでございます。

それから、２点目の「視点と対象の混在」について、これまでの景観賞では、応募の段階で、自分たちがどの部門に該当するのか、細かく分けて申し込んでいただいておりました。しかし、事業者や区民から「自分の活動や建築物がどこに応募すれば良いのか非常に分かりにくい」という声が多くございました。そのため、今回は、「文の京景観賞」という１つの大きな枠組みで一括して応募・推薦を受け付け、いただいた応募作の中から、事務局や審査員側で適切なカテゴリーに分けて審査する、という仕組みに改めております。「夜間景観」や「リノベーション」といったワードを強調して出しておりますのは、「こうした視点で作られた景観・リノベーションも、景観賞の対象になるんですよ」という、区からのアピール・メッセージでございます。

３点目の「街路・坂道の明記」につきましては、おっしゃるとおり、街路や道路も「街並み」を構成する非常に重要な景観要素でございます。坂道も文京区の大変魅力的な景観資源ですので、募集要項や解説の中で、「街路・坂道」も選考の対象であることを明確に示すよう、表現を検討・調整させていただきます。

〇伊藤委員　ありがとうございます。よく分かりました。

〇清水委員　清水です。色々ご検討いただいているところ、申し訳ないのですが。 私は、この「景観賞の見直し（素案)」について、今の説明を聞いていてどうしてもピンとこないんですね。どちらかというと、今回のような統合ではなく、「元の制度に戻した方が良い」と思っております。これは私の個人的な感覚ですが。と言いますのは、景観づくり、まちづくりにおきましては、絶対に「ハード」と「ソフト」の「両輪」が必要なんですね。今回の提案では、その両輪である「ハード」と「ソフト」を1つに一緒にしてしまって、それをさらに「こどもの景観写真」と同列に並べて「大賞」を競わせる、ということになっています。ハードとソフト、そしてこどもの写真を一緒くたにして横並びにする、というのは、賞のあり方として、どうしても私には理解できないんですね。おそらく、今回このような統合になった原因は、「景観づくり活動部門」への応募が最近非常に少なくなって、賞として成り立ちにくくなってきた、ということがあるのだろうと思います。もしそれが原因なのであれば、活動部門を建築と一緒にして隠してしまうのではなく、もっと「活動への応募が出やすくなるような賞の作り方」をするべきだと思うんですね。これまでの「景観づくり活動賞」というのは、ある程度しっかりと組織・体制ができている「活動団体（町会やNPO、保存会など)」の継続的な活動を対象にしていたから、応募するハードルが高く、少なくなってしまったのだと思います。そうではなくて、例えば、「個人」の小さな活動であったり、新しく立ち上げたばかりの「スタートアップ的な活動」であっても、誰かがそれを見つけて「これ、いい活動だよ」と推薦し、表彰してあげる。そうすることで、活動している人たちが自信を持って、さらに活動を広げていき、周りの人が加わっていく。そうした「活動を育てていく流れ」を作るのが、ソフトの賞における本当の目的であるはずです。ハードはハードとして評価し、ソフトはソフトとして、分けて評価・支援していかなくては、地域のソフトは育っていきません。 ハードだけでは景観は絶対に維持できません。それを維持し、育てていくのは「人」ですから。

〇岸田会長　ありがとうございました。令和9年度に賞を再開するとなると、今年度中に固めないといけないという、そこはまだ検討の時間があるということでよろしいですかね。

〇事務局　検討の時間は、多少まだ残っているということでございます。

〇土田委員　土田です。私も、今、清水先生がおっしゃったお話は、非常に重く、大変重要な問題提起だと考えます。 資料4の見直しの背景を読ませていただきますと、「応募が少ないため、社会的な認知度を一層高めるために統合・リニューアルする」

という主旨が書かれております。しかし、これは多くの行政計画で見られがちな「本末転倒」にはまっている気がいたします。計画を見直すこと、賞の認知度を高めること自体が目的化してしまっている。なぜ、この景観賞があまり認知されていないのか、応募が少ないのか。その根本原因を分析・解消しないまま、単に「応募を呼びやすくするために統合して分かりやすくする」「認知度を上げるために最高位の大賞を新設する」というのは、行政の PR に走るだけで、賞そのものの権威や、景観計画が本当に伝えたいメッセージを薄めてしまう結果になりかねません。景観賞というのは、単に「優れたものを褒め称えるイベント」ではなく、「文京区の景観計画は、こういう街並み、こういう景観を求めているんだよ。だからこういう建築や活動を素晴らしいと思うんだよ」ということを、区民や、区に通勤・通学する人、新しく開発に入ってくる事業者に対して「問いかけるための材料」であるはずです。景観計画の理念を社会に突きつけるための手段です。また、「こどもの景観写真」は、こどもたちが自分自身の感性で撮影したものですが、中には親や大人の強力なバックアップが入っている写真もあるかもしれません。それと、大人の建築家や事業者、地権者が何億円もの資金を投じ、一生懸命に知恵を絞って作った「本気の建築」や、住民が長年苦労して維持してきた「本気の街づくり活動」を、同じ土俵で横並びにして競わせる、というのは、賞を出す側の「権威」や「景観リテラシー」を、世間から疑われかねない極めて危険な構成ではないか、と感じております。ですので、この「文の京景観賞」と「こども写真賞」を同列に並べて、その中から大賞を 1 つ選ぶ、という「パラレルな統合構造」につきましては、もう一度、基本に立ち返って、賞の目的を踏まえて考え直していただきたいと思います。

〇清水委員　追加で申し上げます。こどもの写真部門につきましても、ただ応募された綺麗な写真を褒めるのではなく、もっと「テーマ」を明確にすべきだと思います。 毎回申し上げているとおり、「文京区に残したい風景」といった、景観に関するテーマをはっきりと設定しないとダメだと思います。

〇岸田会長　ありがとうございました。 清水先生、そして土田先生から、今回の景観賞見直し案に対する、本質的で根本的なご指摘・改善要求が出されました。時間制限もございますが、事務局として、この統合に至った考え方について、少し補足があればお願いいたします。

〇米田委員　私からも一言申し上げます。実は、事前に建築学会賞などの事例を色々と調べてきたのですが、今の建築においては、活動と共に評価されているという方向が見えてきたんじゃないかなと思うんですよ。例えば、高齢者福祉施設が組み込まれた

建築の活動自体が美しい、というように、その活動込みで評価されている傾向があるかなと思います。だから私は、この景観賞の中に活動がどう入ってくるかについては、あまり違和感はないんです。建築と活動がバラバラに申し込まれるものもあるかもしれませんが、それらが一体となって表彰されるということもあるのかなという風に思ってます。ただ、活動だけにしてしまうと、どうしても今までのように本当に数件、１件、２件しか出ない。しかも、何か声をかけたような結果になってしまうので、あえてこれは景観賞の中に含めた方が、応募の可能性が出るんじゃないかという風に考えております。

〇岸田会長　ありがとうございました。重い論点、本質的な議論が出されました。 これについては、今年度中に、Ｒ９年度に賞を再開するためには、この年度中に構成を固めなければいけないということになりますが、また分科会に戻して議論を行う時間は多少まだ残されていると考えてよろしいでしょうか。

〇事務局　はい、分科会等でまた議論する時間は多少まだ残されていると考えております。

〇岸田会長　予定の時間も過ぎておりますので、ここでまとめさせていただきます。景観賞のあり方につきましては、本日、大きい宿題がいくつも出されたと思います。事務局におかれましては、本日出たご指摘を、しっかり受け止めていただき、根本的な構造や選考方法、表現の整理も含め、さらに、議論・検討を深めていただきたいと思います。

それでは、本日の景観づくり審議会を、閉会とさせていただきます。本日はお忙しい中、ご審議をいただき、誠にありがとうございました。

以上